

「改正農地法等法令集 上巻 三段対照式法令編」(コード21-33)の正誤表

6～7頁の下段・農地法施行規則第9条第3項に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。お詫び申し上げます。

〈誤〉三 その法人の～日数のいずれかである日数以上であること。

↓

〈正〉三 その法人の～日数のいずれか大である日数以上であること。

誤	<p>三 その法人の行う農業に従事する日数が年間六十日に満たない者にあつては、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせており、かつ、その法人の行う農業に従事する日数が年間付録第一の算式により算出される日数又は付録第二の算式により算出される日数のいずれかである日数以上であること。</p>
正	<p>三 その法人の行う農業に従事する日数が年間六十日に満たない者にあつては、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせており、かつ、その法人の行う農業に従事する日数が年間付録第一の算式により算出される日数又は付録第二の算式により算出される日数のいずれか<u>大</u>である日数以上であること。</p>

「改正農地法等法令集 下巻 通知編」(コード21-34) について

通知発出後、下記の項目が改正されています。

① 「農地法関係事務処理要領の制定について」245頁の「第3の2」

2 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを確認する必要がある。
- (2) 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書(様式例第3号の2)をその届出者に交付する必要がある。

② 「農地法関係事務処理要領の制定について」350～351頁

- (350頁) …「様式例第3号の2」の「2 届出に係る土地の所在等」の次に「(記載要領)」が入る。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

- (351頁) …削除